令和6年度企画総務委員会調査報告書 法務政策について

令和7年2月17日

1. 調査の背景と目的

生駒市自治基本条例第24条では「市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら 責任を持って法令を解釈し、条例、規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行 政を推進しなければならない」とある。

一方で本市は職員採用試験に従来の公務員試験ではなく、SPI(総合能力試験)を導入するとともに、係長への昇格試験が無くなるなど、法令について体系的に学習する機会が減っているという現状がある。

行政の仕事が複雑多様化し、市民に対し法令を根拠とした説明責任を果たすことが求められる中で、法務行政を推進することは必要不可欠であり、人材の育成(研修)、組織の充実等が重要である。

以上のことから、令和6年度企画総務委員会は法務行政の更なる推進について検討するため「法務政策について」をテーマに調査を実施する。

2. 調査の経過

細木口	細木山炭	
調査日 	調査内容	
令和6年6月17日	■企画総務委員会	
	テーマ別調査の実施とテーマを決定	
	調査テーマ「法務政策について」	
令和6年9月12日	■企画総務委員会	
	先進地視察先の決定及び調査事項の所管職員の参加	
	の決定	
令和6年10月2日	■担当課へのヒアリング	
	担当課:総務部総務課及び人事課	
	ヒアリング事項:法務政策について	
令和6年10月30日	6年10月30日 ■企画総務委員会行政視察(千葉県流山市)	
	視察事項:政策法務について(流山市政策法務推進計	
	画について)	
令和6年10月31日	■企画総務委員会行政視察(静岡県静岡市)	
	視察事項:政策法務について	
令和7年2月17日	■企画総務委員会	
	テーマ別調査報告書及び提言の取りまとめ	

3. 関係課へのヒアリング

調査を開始するに当たって、まず、総務部総務課及び人事課に対し、ヒアリング調査を実施した。

ヒアリングにおいては、「人材育成」、「組織体制」、「環境整備」及び「条例マネジメント」の4点について説明を受けた。

まず、「人材育成」については、自治体職員として必要な法務能力を身に付けるための研修 等の取組内容、計画的な研修の実施の有無、中途採用職員への取組及び法務の知識を学 ぶ機会の確保について説明を受け、質疑を行った。

次に、「組織体制」については、法務についての相談、審査等を行う庁内の体制、法務についての相談、審査等に当たっての外部の有識者等との連携の状況及び令和7年4月1日採用 予定の弁護士資格を有する法務担当職員の採用目的等について説明を受け質疑を行った。

次に、「環境整備」については、法令・判例の解説書や検索ソフト等、法務についての資料、 システム等を充実させることについての市の見解及び市の事務に影響を与える法改正等が あった際の庁内での情報共有の方法等について説明を受け、質疑を行った。

最後に、「条例マネジメント」については、制定後一定期間を経過した条例を対象として、内容面及び関係法令の改正状況等の確認を行っているのかについて説明を受け、質疑を行った。

4. 先進地視察

1. 視察先・日時

- (1)千葉県流山市/令和6年10月30日(水) 13時30分から15時まで
- (2)静岡県静岡市/令和6年10月31日(木) 10時から正午まで

2. 視察の経緯(背景と目的)

先進自治体の事例を踏まえ、検討、調査を行うため、視察調査を行った。

調査に当たっては、「政策法務推進計画」を策定し、「人材の育成」、「組織の充実」、「環境の整備」、「予防法務の実施」の4つの柱に基づく取組を実施し、特に人材育成について、政策法務研修計画に基づき計画的な取組を実施している千葉県流山市及び政策法務推進規程を策定し、政策法務に係る取組を総合的かつ計画的に実施するとともに、平成27年度からは、一定期間ごとに条例の改正または廃止の必要性についての評価検討を組織的に行う「条例マネジメント」を実施している静岡県静岡市において先進地視察を行った。

3. 視察の概要

(1)千葉県県流山市

「政策法務について(流山市政策法務推進計画について)」

①流山市の状況

流山市は千葉県北西部に位置し、人口20万9,935人(令和5年6月1日現在)、面積35.3 2平方キロメートル。西は江戸川を隔てて埼玉県と接する。東京都心まで

25キロメートル圏内に位置し、つくばエクスプレス開通以降は、おおたかの森地区を中心にマンションや宅地・商業施設開発が活発化。送迎保育ステーション事業など充実した子育て支援策や自治体初のマーケティング課を立ち上げ、「母になるなら、流山市。」「父になるなら、流山市。」のプロモーションコピーに代表される積極的なシティプロモーションを実施すること等で子育て世代を中心に人口増加が続き、人口増加率は全国1位。

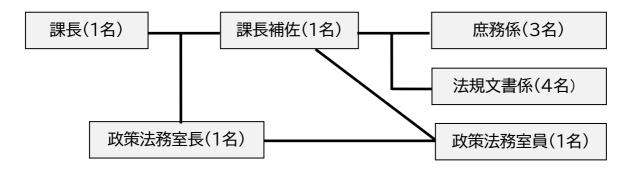
②政策法務室の成り立ち

流山市は市長の強いリーダーシップのもと任期付職員として、弁護士を採用し、平成23年4月1日に政策法務室を設置している。その背景として、地方分権改革により地域の実情に合った主体的な法令の解釈・運用等が必要になるとともに、人口増加、市民の権利意識の高まりにより、市民に対し法的根拠に基づく説明責任を果たす能力が求められるようになり、政策法務能力の向上が必要となったことが挙げられる。

政策法務室の所掌事務(流山市行政組織規則第5条)

- 1 法律的課題に対する相談、協力及び処理に関すること。
- 2 職員の政策法務能力の向上のための研修に関すること。
- 3 訴訟の総括処理に関すること。
- 4 行政不服審査法(平成26年法律第68号)等に基づく審査請求に対する処理に関すること。(処分庁として行う事務についての指導に限る。)

【政策法務室の体制】



③流山市政策法務推進計画

ア)策定の背景

流山市は平成28年4月に政策法務推進計画を策定している。その背景として、職員の行政手続法制の意識が薄いこと及び行政事務における課題の多様化、複雑化により、着実かつ計画的な政策法務推進事業の実施が必要となったことが挙げられる。

策定に当たっては、行政リーガル・ドック事業について静岡市に視察を行うとともに、豊田市 政策法務推進体制整備計画を参考にしている。

イ)体系

政策法務とは、「法をつくる」、「つくられた法を執行する」、「執行活動に対して提起された 訴訟等に対応し、及び法の在り方を点検・評価する」というそれぞれの段階において。「法」を 政策実現のための道具として活用すること。

流山市政策法務推進計画は「1 人材の育成」、「2 組織の充実」、「3 環境の整備」「4 予 防法務の実施」の4つの柱で構成されている。

ウ)人材の育成

⑦政策法務研修計画

政策法務研修計画を策定し、人材の育成を行っている。研修には自治体法務の担い手は 全職員であるという理念の下、行政職だけでなく、消防、保育士等の職員も研修に参加して いる。

〇政策法務研修計画

- (1)入所1年目
- ①入所時 新規採用職員研修(2日)
- ②入所後6カ月 新規採用職員フォローアップ研修(1日)
- ③初級研修(1.5から2日)
- (2)入所2年目(2級に昇格して1年目の者対象)

基礎法務研修(12回程度/年)

到達点:法的な課題に気付く力の習得

行政に必要な基本的な法令の基本的な知識を習得した上で、演習によりその知識を日常の業務で活かすことができるようにする。

(3)入所3年目(2級に昇格して2年目の者対象)

政策法務研修 基礎編(5回程度/年)

到達点:初めて見る法律でも自ら解釈できる力の習得

(4)主に3級の者対象

政策法務研修 発展編 (5回程度/年)

(5)政策法務主任対象

政策法務主任研修(6回程度/年)

- (4)及び(5)の到達点:自ら法的な課題を解決する力の習得
- (4)及び(5)は事例演習を題材としたグループワークがメイン。憲法、民法、地方自治法など多岐にわたる。処分性、審査請求、公の施設等が取扱いテーマ。

(6)全職員対象

全体研修(2回程度/年)

②研修の効果、課題及び改善点

【効果】

- ・研修の効果測定(入所2年目の基礎法務研修及び入所3年目の政策法務研修受講者が主な対象)として、第一法規株式会社が実施している自治体法務検定を職員が受験しているが、シルバークラス(1000点中500点以上)以上が累計194人に達している。その他に自治体法務検定を自主的に受験してプラチナクラス(1000点中900点以上)を獲得する者もいる。
- ・「自ら法令を調べ、説明できる職員が増えた」等の声がある。

【課題及び改善点】

- ・研修と通常業務のバランスについて今後検討する必要がある。研修への出席、研修に係る時間が長くなると、通常業務にも影響があることから、特に消防職員等に対する配慮が必要と感じている。
- ・研修内容については随時見直しが必要であると考えている。

⑦法律相談·訴訟対応

近年法律相談の件数が100件を超えてきている。顧問弁護士への相談も実施しているが、 5件/年程度にとどまっている。政策法務室で多くの案件への対応が可能となっている。

【法律相談の件数】

令和5年度:143件 令和4年度:179件 (平成23年度:73件)

【訴訟等への対応】

指定代理人として対応している。(※教育委員会に係る案件を除く)

- ·訴訟(令和6年10月23日現在):4件
- ·審查請求(令和6年10月23日現在):2件

エ)組織の充実

⑦政策法務担当者

平成23年度の政策法務室の設置により法律相談の増加が見込まれたことから、政策法務室との橋渡し役を担ってもらうことを目的に「政策法務担当者」制度を取り入れ、政策法務担当者を各課に 1 名以上設置した。選任基準はなく、年6回程度「政策法務担当者研修」を実施。

【役割】

- ①課内で法的問題が発生していないか確認すること
- ②法的問題について政策法務室に相談すること
- ③政策法務室とともに当該法的問題について調査等を行うこと

【選任】

選任については、現在の政策法務主任設置要綱に基づく選任とは異なり各課への依頼に基づく事実上の選任。

①政策法務主任

平成28年度に政策法務担当者制度を整理し、所掌事務等を明確化し、政策法務主任設置要綱を作成した。

【役割】

- ①法律相談に係る政策法務室及び関係課等の連絡調整
- ②行政リーガル・ドック事業に係る点検項目の抽出、課等における点検及び指摘事項の改善の報告に関すること
- ③政策法務主任研修の受講

【人数】

- ・各課に1名以上設置しており、現在62名。
- ・職務の級ごとの人数は、5級が3人、4級が7人、3級が18人、2級が34人。

【効果】

- ・全庁的な政策法務に対する意識付けが可能になった。
- ・入庁2、3年目以降、入庁約10年目までの間に政策法務に関する研修が行われていないことから、その間も継続した政策法務能力の向上が図られるようになった。

【課題及び改善点】

- ・政策法務主任の能力に差が生じている。
- ・政策法務主任と相談したい者の係が異なる場合及び急きょ相談したい場合等、法律相談の

連絡調整が行えないケースが散見される。

・今後選任基準を設けるかどうか検討している。

オ)環境の整備

⑦法解説総合情報システム使用料(予算額 43万6000円)

第一法規株式会社 コンシェルジュデスクを利用

「そうだったのか地方自治法 WEB」等

♂書籍購入(予算額7万円)

現在蔵書600冊以上。随時必要な書籍を購入している。

【効果】

- ・各課職員自身による法的課題解決に役立っている。
- ・政策法務室所有図書を借りに来る職員がいる。

【課題】

- ・システム等の存在を知らない職員がいることから、周知を徹底したい。
- ・政策法務室所有図書の蔵書リストについて、共有を行いたい。
- ・相談事例の整理はマンパワー不足で出来ていない。よくある相談事例については整理していきたいと考えている。

ウニュースレターの発行

発行頻度は不定期。内容は重要な判例の紹介、法律相談事例の紹介、自主研究会の活動報告等。

力)予防法務の実施

⑦行政リーガル・ドックの実施経緯

行政手続法制に関する法律相談の件数が著しく低いこと及び行政不服審査法が改正されたことをきっかけに、行政手続法(条例)違反も処分の取消事由になることも踏まえ、職員が問題に気付くににはどうしたら良いかと考え、静岡市の行政ドッグの取組を視察し、行政リーガル・ドックの実施に至った。



⑦行政リーガル・ドックの内容

行政リーガル・ドックとは、人が人間ドックに入って健康状態をチェックして病気を予防するように、市が行う事務について、外部の有識者であるアドバイザーが法的検討を行い、その結果を組織内にフィードバックすることにより、事務の適法性を確保しようとするもの。(上智大学 法学部教授 北村喜宣氏)

⑦行政リーガル・ドックの流れ

1 政策法務主任に対する説明

※行政リーガル・ドックの流れ、目的等についての説明。



2 対象となる処分等についての整理:政策法務主任が中心となり各課が実施。

※毎年テーマを決めて行う。



3 チェックシートによる点検:政策法務主任が中心となり各課が実施。



4 診査対象事務の選定:アドバイザーにより実施。



5 アドバイザーによる審査(面談)⇒質疑、応答



6 指摘事項の通知、改善報告書の提出依頼



7 フィードバック研修

※外部アバイザーによる研修。各課で見つかった課題を全課に共有する目的で行う。



8 改善報告書の提出:政策法務主任が中心となり各課が実施。



9 政策法務室による改善状況の確認

- ※外部アドバイザーは、以下の3名を選任している。
- ①上智大学 北村喜宣教授(行政ドック提唱者)
- ②中央大学 礒崎初仁教授(自治体勤務経験あり)
- ③関東学院大学 津軽石昭彦教授(自治体勤務経験あり)

②行政リーガル・ドックの効果、課題

【効果】

- ・指摘事項の改善による事務の適正化
- ・市民サービスの向上
- ・行政手続法制意識の向上⇒法律相談件数の飛躍的な増加
- ・アドバイザーから事務の適正処理評価の増加
- ・行政リーガル・ドックを通じた職員の成長(意識向上)

【課題及び改善点】

- ・指摘事項の改善が徹底されていない側面もある。
- ・全庁的な問題点の共有及び改善が不足している。
- ・処分等を行わない課への意識付け。
- ・規則改正については例規審査部門との調整が必要。

キ)計画の見直し

政策法務推進計画は令和3年4月に改正し、政策法務研修計画は平成26年4月に改正しており、大きな変更の予定はない。より効果をあげるために、研修内容については、見直しを行っていきたい。

(2)静岡県静岡市

「政策法務について」

①静岡市の状況

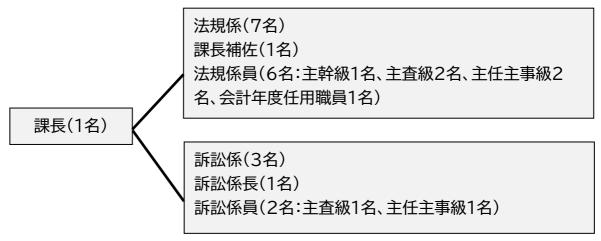
静岡市は県の中央部に位置し、人口67万8,969人(令和5年6月1日現在)、面積1,411.9 3平方キロメートル。静岡県の県庁所在地であり、政令指定都市。北は南アルプス、南は駿河湾 に面する。全国5位の面積を持ち、市域の約8割が森林。今川家や徳川家の城下町として栄え、 家具、プラモデルなどの地場産業や電気機械器具、化学工業などの製造業、水産物などの食料 品製造業が集積。交通網では新幹線、高速道路はもちろん国際貿易港の清水港など世界に開 かれた交易を持つ地域。

②政策法務課

【事務分掌】

事務の内容	担当する係
(1)公告式に関すること	法規係
(2)市の政策法務の推進に関すること	法規係·訴訟係
(3)条例、規則等の審査に関すること	法規係
(4)重要な行政処分案等の審査に関すること	法規係·訴訟係
(5)例規集に関すること	法規係
(6)法令の解釈及び法的助言に関すること	法規係·訴訟係
(7)顧問弁護士に関すること	訴訟係
(8)訴訟、調停等に関すること	訴訟係

【政策法務課の体制】



※4名の顧問弁護士が定例、随時の法律相談に対応するほか、毎週弁護士に軽易な相談 (契約書の内容等)ができる体制を整えている。

③静岡市政策法務推進規程

ア)制定の経緯

静岡市政策法務推進規程(平成27年3月策定)は静岡市政策法務推進計画(平成20年度 から平成26年度まで)に基づき順次実施していった政策法務推進施策を、同計画の計画期 間の満了後も継続して実施していくに当たり、規程の形式に昇華させたもの。

イ)目的

市の政策法務の推進に関し必要な事項を定めることにより、法令等の遵守を徹底し、及び 地域の課題を解決するための法令等の能動的な活用を促進し、もって静岡市自治基本条例 が目指す市民自治によるまちづくりの実現に資することを目的とする。

ウ)体系

市の政策法務の推進に係る基本理念、職員の責務、課かいの長の責務、推進体制、政策法務委員会の設置、政策法務主任者の設置及び政策法務管理の推進に係る施策の実施について規定されている。

政策法務管理とは、静岡市が地方自治の本旨の実現を目指して、政策の実現と公共的課題の解決をするに当たり、自治立法法務、解釈運用法務、政策提言法務、予防法務及び争訟 法務を相互に連関させ、法を能動的に活用することをいう。

④政策法務委員会

ア)目的

市の政策法務を推進し、もって分権社会に対応した自立した行政運営を図るため、これを 支援する庁内組織として静岡市政策法務委員会を置く。(静岡市政策法務推進規程第7条 第1項)

イ)役割

- (1)重要な例規の立案方針に関すること
- (2) 例規の制定改廃の審査に関すること
- (3)重要な行政処分等の対応方針に関すること
- (4)法令及び例規の疑義の解明及び解釈に関すること
- (5)訴訟、調停、和解等に係る事件の対応方針に関すること
- (6)前各号に定めるもののほか、政策法務について市長が特に命じた事項に関すること(静岡市政策法務委員会設置要綱第2条)

ウ)組織

総務局次長が委員長を務め、庁内の課長級の職員13名(総務、企画、財政、教育、上下水道部門等)を委員としている。(静岡市政策法務委員会設置要綱第3条)

工)効果

行政経験豊富な複数の委員(職員)から多角的な意見を受けることができ、条例案等の審議の精度の向上が図られている。

オ)課題及び今後の改善点

重要な例規の立案方針及び例規の制定改廃の審査等については、政策法務委員会における審議が行われているが、重要な行政処分の対応方針に関することや訴訟、調停、和解等に係る事件の対応方針に関することへの活用については、その手前の検討で完結してしまうことが多い。

⑤政策法務主任者

ア)役割

全庁的な政策法務の推進を図るため、各局、課に政策法務の中心となる職員を配置・育成し、所属と政策法務課とのパイプ役として機能させることを役割としている。

局政策法務主任者及び課政策法務主任者を配置している。

⑦局政策法務主任者

【役割】

局等内の課政策法務主任者の統括に関すること、局等内の政策立案に係る条例、規則等の策定方針の取りまとめ及び調整に関すること等

①課政策法務主任者

【役割】

例規等の立案方針及び法、例規等の解釈に関すること、例規の制定改廃及びその取りまとめに関すること、行政不服申立て、訴訟等の争訟に関すること、これらに関する 政策法務課及び関係課との連絡調整等

イ)人数及び職務の級ごとの人数

各局に1名ずつ、かつ各課に1名ずつ配置しており、合計延べ209名。(重複可) 内訳は、担当課長2名、課長補佐級18名、係長級55名、主査級100名、主任主事級34名。

ウ)効果、課題及び今後の改善点

⑦効果

政策法務主任者を対象に、日ごろの業務における留意点、法制執務、訴訟等に関する研修を行い、各所属における法的課題の検討の中心となってもらうことで、各所属で法的な検討事項が発生しても一定の解決が図られている。また、政策法務課とのパイプ役を務めてもらうことで、法務相談の効率化が図られている。

①課題及び今後の改善点

政策法務主任者となる職員の資質によるところが大きく、また、他の業務が多忙で、法的観点からの検討を十分にできない環境にあることも少なくない。政策法務主任者のポスト職化等、法務に専念できる環境が必要と感じている。

⑥ 条例マネジメント

ア)実施の経緯

長期にわたり改正の機会がない条例について、その適時性を検討する仕組みを構築し、PDCAを回すことで、条例の実効性を高めることができると考えており、また、例規の制定改廃に当たっては、様々な観点からの十分な検討が求められ、特に条例は、議会の審議が必要になることから、職員がその改廃に消極的な意識を持つ傾向がある。そのため、本来必要とされる改廃がなされず、実際の社会事象と条例の規定とに乖離が生じることがあり得る。また、長期にわたり改正の機会がない条例について、その適時性を検討する仕組みもなかった。

そこで、このような現状を踏まえ、補完的に条例をマネジメントするためのシステムを構築し、 条例の管理を確実に行うことが必要と考え、実施に至った。

イ)条例マネジメントとは

条例が常にその時々の社会情勢に即したものとなるよう、一定期間ごとに、改正または廃止 の必要についての評価検討を組織的に行う仕組みのことであり、静岡市政策法務推進規程 に位置付けられた事業である。

条例マネジメントの実施に当たっては、条例制定後の社会情勢等の変化を精査し、条例で 当初解決しようとした行政課題が消失していないか、行政課題に変化が生じていないか、そ の変化に対応し課題の有効な解決を図るために条例を改正し、又は廃止することが必要で はないか、等々を視点として行うものとする。

ウ)条例マネジメントの手法

条例を2区分に分類し、分類に応じたマネジメントを実施する。ただし、議会にのみ提案権 のある条例は対象としない。

区分1:政策条例

- ①自治基本条例
- ②分野別基本条例
- ③①②以外のほか、市の政策に基づき定める 条例のうち、法令の委任の有無、市民生活に 与える影響を考慮して、政策法務委員会の意 見を聴いて政策法務課長が指定する条例

区分2:期間経過条例 政策条例以外の条例



⑦政策条例のマネジメント

所管課と政策法務課が協議をしながら点検を行った上で、政策法務部会及び政策法務委員会の審査を経て評価検討(マネジメント)を行う。

政策条例のマネジメントの対象は、<u>制定、直近の改正又は前回の条例マネジメントから10</u>年以上を経過している条例とする。

【実施方法】

1 対象条例の選定

※前年度の条例の改廃状況を踏まえ、政策条例のマネジメントの対象となる条例を毎年度 選定する。



2 政策法務主任者研修会(資料による研修)における説明



3 対象条例の所管課への通知及び説明



4 所管課における条例の点検

※条例点検票、判例点検票、他都市条例比較点検票を作成し局政策法務主任者の確認を 受けた上で、政策法務課へ提出。



5 政策法務課の担当者による点検内容の確認等

※所管課と政策法務課で協議を行い、政策法務部会及び政策法務委員会で協議すべき論 点の整理を行い、政策条例論点整理書を作成する。



6 政策法務部会における審査



7 所管局内における審査結果の確認



8 政策法務委員会における協議または報告

※廃止又は実質的(制度的)な改正について協議を要する条例は協議議案として政策法務 委員会に付議し、その他の条例については審査結果を政策法務委員会に報告する。



9 決定した方針に基づく改正等の作業



10 市ホームページでの結果の公表

①期間経過条例のマネジメント

関係法令の動向を確認することにより一定のマネジメントが達せられることから、所管課に おける点検結果をもとに、必要に応じて政策法務部会及び政策法務委員会の審査を経て、 評価検討(マネジメント)を行う。

期間経過条例のマネジメントの対象は、<u>制定、直近の改正又は前回の条例マネジメントか</u>ら5年以上を経過している条例とする。

【実施方法】

1 対象条例の選定

※前年度の条例の改廃状況を踏まえ、期間経過条例のマネジメントの対象となる条例を毎年度選定する。



2 政策法務主任者研修会における説明



3 政策法務課から全課宛て通知



4 所管課における条例の点検

※条例点検票を作成し局政策法務主任者の確認を受けた上で、政策法務課へ提出。



5 政策法務課の条例点検票の審査等

※政策法務課において、条例点検票の書面審査を行い、必要に応じて所管課と協議する。



6 政策法務部会における審査



7 所管局内における審査結果の確認



8 政策法務委員会における協議または報告

※廃止又は実質的(制度的)な改正について協議を要する条例は協議議案として政策法務 委員会に付議し、その他の条例については審査結果を政策法務委員会に報告する。



9 決定した方針に基づく改正等の作業



10 市ホームページでの結果の公表

政策条例のマネジメント及び期間経過条例のマネジメントのほか、すべての条例を対象とした基礎的なマネジメントとして、条例中の法令を引用する全ての条項について、5年に一度、例規検索システム、法令改廃情報提供システムその他の方法を活用して確認する方法により、条例の点検を行っている。

【実施方法】

I 政策法務主任者研修会における説明



2 政策法務課から全課宛て通知

※5年ごとにおいて、政策法務課から全課宛てに作業手順を通知する。



3 所管課における条例の点検

- ①課政策法務主任者から各担当者への割り振り
- ・課政策法務主任者がそれぞれの事務事業を担当する職員に点検する条例(又は規定を割り振る。
- ②各担当者によるダブルチェック
- ・各担当者が条例(又は規定)中の引用法令について、「例規検索システムによるチェック」 「法令改廃情報提供システムによるチェック」「その他所管課において適当と認める方法によるチェック」のいずれかの方法により点検を行う。点検は原則として。2度以上かつ2人以上で行う。
- ③課政策法務主任者による取りまとめ及び結果の入力
- ・各担当者の点検結果を課政策法務主任者が取りまとめ、条例引用法令点検結果票を作成し、政策法務課へ提出する。



4 改正のための作業

※所管課は、改正が必要な条例について、政策法務課と協議を行い、改正のための必要な 手続きをとる。(通常の改正と同様)

エ)その他の評価制度等との関係

条例マネジメントは、所管課が施策の遂行上当然に行う条例の管理を補完するものであることから、行政評価、アセットマネジメント等の市が行うその他の評価を受けて、条例の改廃の必要性が生じた場合は、条例マネジメントの機を待つことなく、それぞれ改廃の手続きを行うものとする。

同一の年度に条例マネジメントとその他の評価の実施が重複する場合は、それぞれの評価の目的や視点が異なることから、その他の評価の結果と整合をとりつつ、条例マネジメントを並行して行うこととする。

オ)効果、課題及び今後の改善点

⑦効果

定期的に条例の内容を複数の視点から再検討する仕組みを作ったことで、条例の適時性・ 適法性を担保することができている。

①課題及び今後の改善点

本来、各課等において、所管する条例のマネジメントを自発的に行っている状態が理想であるが、条例案の上程は各課等にとって事務的負担が大きいため、マネジメントにおける検討が消極的になることがある。

今後の改善点については、現時点で事業スキームを大きく変更する予定はないが、マネジメントの効果を維持しつつ、各所管課の負担が少ない手法を検討していきたい。

4. 視察を踏まえての委員意見・考察

【流山市】

- 本市においても、早急に弁護士職員を採用し、政策法務推進のための計画を策定すべきである。人材育成から組織体制づくりを計画的に進めることで、政策法務の知識を持ち、能力の高い職員を多く育てるとともに、職員全体に行政手続法制の意識を向上させることが可能となり、職員一人一人が市民への説明責任を果たす能力を持つことが可能となる。
- 弁護士資格を持つ職員を採用し、相談しやすい体制づくりがされている点が良い点だと考える。本市でも今後政策法務の推進に取り組んでいくためには弁護士資格を持つ職員の採用をいち早く実現する必要があるのではないか。なお、執行部側、議会側双方に弁護士資格を持つ職員の配置が必要ではないか。
- 自治体内弁護士の採用により、庁内の法務に対しての意識向上につながると考えるが、 採用して終わりではなく、何をするのか等、政策法務に対しての計画は必要であり、計画に 沿って職務をしてもらいたい。
- 流山市は各課に政策法務主任を配置しており、政策法務室に相談する前段階での仕組みが出来ている。本市でも通常業務の仕事量の見直しを図り、各課に政策法務主任者を配置することが望ましいと考える。今後カスタマーハラスメント等の問題に対処していくためにも法的根拠を各課で認識していく必要があると考える
- 流山市の政策法務研修は「法に基づいた活動をしている」という観点から、消防職員や保健師など専門職も含め、全職員を参加対象としており、日常の業務をこなしながら研修に参加するのは難しく、特に庁外の対象者への時間的な課題があるが、市としての意気込みを感じる。中途採用者に関してもしっかりと取り組みたいという組織風土は本市においても見習うべきである。
- 多くの職員が政策法務研修を受講することで、職員全体の政策法務の意識が向上し、市 全体として法務に関してのレベルが向上している。
- 本市においても、政策法務研修をスケジュール化し、また、一方的な研修ではなく、グループワークや自治体法務検定などを通じた知識の深さや理解度の確認を定期的に行う必要があるのではないかと考える。

- 現在本市は法務の研修を含め、年度ごとに研修計画を定めているが、通常業務とのバランスも考慮した上で、基礎となる部分については年度ごとではなく、研修計画を定めるべきである。
- 予防法務として、行政リーガル・ドックを実施しており、外部の有識者による法的検討を 実施し、結果を組織内にフィードバックすることで事務の適法性を確保している。本市も同 様のことを実施してもよいのではないか。
- 政策法務だより等を作成し、職員への情報提供を行うとともに、自治体法務検定等も行い、認定制度を用いてやりがい作りにも取り組んでいる。
- 流山市は採用試験において公務員試験を行っており、入庁時には最低限の法務に対しての意識がある。本市においては SPI 試験及び面接による採用試験が行われており、入庁するまでに法務に接しない職員も存在し、その後も昇格時の試験も廃止されたことから、法務に接する機会が少なく、意識が薄いと感じる。そのため法務に接する時間を増やすことは必要であると考える。本市においても、入庁時までの土台固めとして、公務員試験の実施も一考すべきではないか。
- 政策法務の推進に向けた取組には予算面、人事面での配慮が不可欠であるが、流山市は「市長のトップダウンで」政策法務室を設置し、政策法務を推進しており、やはり、全庁的に取り組むためには、トップの決断が不可欠である。

【静岡市】

- 各課に「政策法務主任者」を1名配置し、法の解釈や例規について課内の相談が集約される。さらに、係長級・主任級の職員が政策法務主任者となっている。本市としても政策法務の推進の為に、このような立場の職員を配置すべきと考える。ただし、法務に専念できる環境づくりも重要である。
- 政策法務主任者を設置し、日ごろの業務における留意点、法制執務、訟務等に関する研修を行うことで各所属における法的課題の検討の中心者となっている。時間はかかるかもしれないが、政策法務を推進する中で、職員一人一人に知識力の向上が図れると考える。
- 政策法務主任者制度の実施には、長期的、大局的な人事方針が必要と考える。30代から40代の職員が不足している本市では、より大きな課題といえる。

- 政策法務主任という制度は有効と考えるが、絵にかいた餅にならないよう、庁内の政策 法務に対する研修、意識が醸成されてこそ意味があるものだと考える
- 本市においても、法制担当の人員を増やし、政策法務に関する知識や経験が豊富な人材を複数人育成する必要がある、各課に政策法務主任となる担当を置くことで、政策法務に係る業務の効率化と各課の政策法務の意識の向上を推進する必要がある。本市では、遅々として進まない条例マネジメントの推進のためにも「条例マネジメント実施要領」を策定し、効率化を図るフローチャートを作り、各課が条例点検を容易に行うことができるように、点検票を作成することが必要である。
- 本市は法務担当の職員が少なく、継続性に不安を感じる。個々の職員の能力の向上も必要ではあるが、庁内として法務部門を経験した職員が数年で異動できるような人事異動の方針も考えるべきである。専門性が高い部署であることから、どうしても法務担当の課の職員の所属年数が長くなる現状がある。

5. 委員会からの提言

【計画的な研修の実施】

● 自治基本条例第24条に規定されている「積極的な法務行政の推進」には、法的知識を 有し、その法的知識を政策実現のための手段として主体的に運用できる人材の育成が不 可欠である。本市でも法制執務研修が実施されているが、研修計画に基づく体系的な研 修は行われていない。また、研修の参加対象者は行政職であり、消防職員、保育士等の職 員は希望者のみ研修に参加している。

このことから、職員として身に付けておくべき知識及び能力を明確に設定した上で、入庁 1年目からの研修計画に基づく体系的な研修が必要と考える。また、日常業務との調整は必要となるが、消防職員、保育士等も含めた全職員を対象に研修を行うべきである。なお、研修内容については講義形式の一方的な研修ではなく、グループワークなどを取り入れるとともに、研修の効果測定として自治体法務検定などを活用することも検討してはどうかと考える。

【体制整備】

● 法務行政の推進に当たっては、個々の職員の能力の向上とともに、組織としての体制整備が必要と考える。第5次生駒市定員適正化計画に拠ると、本市は県内各市及び類似団体別職員数との比較、定員回帰指標による比較において、いずれの場合も職員数が大きく下回っており、第4次生駒市定員適正化計画において目標値とした実働職員数800人を計画期間中(令和元年から令和5年)の各年度において、いずれも下回っている。

このことから、法務担当の職員に限る課題ではないが、適切な人員体制のもと業務が行 えるよう、適正な職員採用及び人事配置等の人事管理が必要と考える。なお、法務行政の 推進に当たっては、市としての方向性を示し、全庁的に取り組む必要がある。

生駒市議会企画総務委員会

委員長山下一哉副委員長福中眞美委員竹内ひろみ委員吉村善明委員改正大祐委員神山さとし

委員 芦谷真治